

議案第 7 6 号、大津市行政改革大綱を定めることについて

それでは、議案第 7 6 号、大津市行政改革大綱を定めることについて、ご説明申し上げます。

資料の 2 頁、目次をお願い致します。

3 頁から 5 頁に行政改革プランの位置付けなどを、6 頁に策定の体制及びスケジュールを、7 頁から 9 頁に行政改革大綱を、10 頁と 11 頁に改革実行プランについてを記載しております。

資料の 3 頁をお願い致します。

初めに、(仮称) 大津市行政改革プラン 2025 の位置付けですが、最上位計画である大津市総合計画、緑色の第 3 期実行計画の下支えのプランとして、計画期間を合致させており、行政改革プラン 2017 から 2021、2021 から 2025 へと、その都度、継続及び見直しを行っているもので、次期行政改革プランの取組期間は令和 7 年度から令和 10 年度まででございます。

4 頁をお願い致します。

総合計画等との関係性については、記載のとおりで、図の左下の行政改革プランとしては、本市の行政改革の方向性を示す行政改革大綱と、具体化した実行計画である改革実行プランで構成しており

ます。

このうち、赤枠で表示しております行政改革大綱については、大津市議会会議条例第6条の2第6号大津市行政改革大綱の策定、変更又は廃止の規定に基づく議決事件となっておりますことから、このたび議案として上程し、ご審議を頂くものでございます。

5頁をお願い致します。

行政改革プラン策定の方向性としては、総合計画2017の集大成となるものとの位置付けから、現行の行政改革プラン2021の内容を見直し、充実を図るという方向性でございます。

6頁をお願い致します。

策定の体制としては、有識者等による外部委員会での審議や庁内推進本部会議における協議、また、市議会では、総務常任委員会を8月、10月、12月の3回お開き頂き、ご審議を賜って参りました。10月30日からパブリックコメントを実施し、6名の方から12項目のご意見をいただいたもので、このうち行政改革大綱に関するご意見はございませんでした。

7頁をお願い致します。

行政改革大綱としては、本市の行財政経営を取り巻く状況及び行財政経営に影響を及ぼすと考えられる社会的潮流とその対策を記載

した上で、これらを踏まえて、行政改革大綱の考え方の根幹となる
目指す姿と目指す姿実現に向けた基本姿勢を定めるものでございま
す。

まず、本市の行財政経営を取り巻く状況としては、（１）の市民
の状況、（２）の行政の状況、（３）の公共施設マネジメントの状況
を記載し、次に行財政経営に影響を及ぼすと考えられる社会的潮流
とその対策について、（１）の人口減少・少子高齢化の進行、（２）
のデジタルトランスフォーメーションの進展、（３）の社会の不安
定化、（４）のSDG s の推進の４つの大きな要素を記載しているもの
です。

８頁をお願い致します。

こちらが行政改革大綱の考え方の根幹となるもので、８頁に目指
す姿を、９頁に目指す姿実現に向けた基本姿勢を記載しております。
す。

まず８頁の目指す姿は、持続可能な行財政経営でございます。こ
れは、時間の流れとともに本市の行財政経営を取り巻く課題は多様
化及び複雑化し、その数も増大している中、これらに日々対応して
いくことで安定した行財政経営を継続することが必要であると考え
え、設定したものでございます。

次に 9 頁の目指す姿実現に向けた基本姿勢は、全体最適による行財政改革の推進でございます。これは、不安定化する社会において、これからの時代は、これまで以上に財源、人材、施設、情報及び時間といった限りある資源を効果的かつ効率的に活用することが重要になることを踏まえ、行財政改革を進めるに当たり、行政サービスの質の向上を伴った最適な選択をするために、部局単位での業務推進、財政的観点などの限定的な視点にとらわれるのではなく、物事を俯瞰して検討するとともに、総合的な判断を行うことを全体最適という言葉で表し、全体最適により行財政改革に取り組むことを指しております。

職員は、予期しない社会経済状況の変化にも果敢にチャレンジすることを忘れることなく、全体最適による行財政改革に取り組んでまいります。

ここまで、主に 7 頁から 9 頁までが議決事件であります行政改革大綱となります。

10 頁をお願い致します。

ここからは、具体的な取組項目を設定する改革実行プランになり、取組方針としては、記載の 8 つの取組方針に 29 の取組項目を設定しており、11 頁に方針ごとの取組項目を記載しております。

以上、説明とさせていただきます。宜しくお願い致します。